

○ 室蘭市情報公開条例 新旧対照表

(平成8年条例第11号)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(公文書の公開の実施) 第13条 第5条から前条までの規定による公文書の公開は、実施機関が第7条第2項の規定による通知の際に指定した日時及び場所において行うものとする。</p> <p><u>2 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。</u></p> <p>3 実施機関は、文書又は図画を公開することにより、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより公文書の公開をすることができる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。</u></p> <p>(公文書の公開の実施) 第13条 第5条から前条までの規定による公文書の公開は、実施機関が第7条第2項の規定による通知の際に指定した日時及び場所において行うものとする。</p> <p><u>2 公文書の公開は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 文書又は図画 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付</u></p> <p><u>(2) 電磁的記録のうち録画テープ、録音テープその他これらに類するもの(以下「録画テープ等」という。) 当該録画テープ等の視聴</u></p> <p><u>(3) 電磁的記録のうち前号に掲げるもの以外のもの</u></p> <p><u>ア 電磁的記録に係る記録媒体の公文書に係るデータを印刷機により出力した物の閲覧又は写しの交付</u></p> <p><u>イ アの方法により難しいときは実施機関が定める方法</u></p> <p>3 実施機関は、文書又は図画を公開することにより、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより公文書の公開をすることができる。</p>